平成２４年（フ）第５８号
鹿児島県大島郡喜界町大字伊砂351番地
債務者　加島　和子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第７３号
宮城県石巻市渡波字栗林47番地、前住所千葉県船橋市西船４丁目８番20―401号
債務者　津田　昌彦
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
茨城県稲敷市蒲ケ山15番地24
債務者　駒木百合江
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７９号
茨城県稲敷市中山4770番地12
債務者　吉田　泰一
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第５６４号
大阪府泉南市信達市場185番地の２
債務者　大阪テクニックスこと　瀬戸　俊明
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６３２号
兵庫県尼崎市崇徳院２―152、住民票上の住所兵庫県尼崎市大庄中通２丁目62番地　清山アパート
債務者　松本正二郎
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６３３号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目12番３号、前住所奈良県大和郡山市北西町123番地20
債務者　西野　政利
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６４７号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目30番36号
債務者　工藤久美子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６５４号
兵庫県尼崎市富松町３丁目36番７―301号
債務者　山土　勝吉
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６５６号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目38番11―206号
債務者　山本のり子（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２１６号
広島県福山市加茂町大字下加茂921番地15
債務者　三石　通惠
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第３２７号
徳島県徳島市川内町米津57番地　小浜マンション101、旧住所徳島県鳴門市大麻町板東字宝蔵63番地９
債務者　眞名野博子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５２号
熊本県八代市井上町440番地１　Ｉ201
債務者　富永　喜哉
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第８４号
石川県小松市土居原町553番地５
債務者　中道比呂美
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１５９号
兵庫県宝塚市光明町30番２号マンションニューエース301号室
債務者　川本　　晃
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２９５号
兵庫県川西市下加茂１丁目５番２号、前住所兵庫県伊丹市中央５丁目３番40号
債務者　ブティックとかちこと　渡邉　利勝
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３０５号
兵庫県宝塚市星の荘２番10号谷添マンション101号
債務者　松本　　聡
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

第明治三十二種郵便物認可